

【政策目標】 3. 安全で快適に暮らせるまち

図表 35 政策体系

政策	主要施策	事業群
1. 環境保全対策 の推進 (1) 自然環境	(1) 総合的な環境行政の推進	① 総合的な環境行政
	(2) 自然環境の保全・回復・創造	① 生態系の保全 ② 水環境の回復・創造
	(3) 自然とふれあう機会の拡大	① 積極的な情報発信 ② 学習機会の拡大 ③ 人材の育成
2. 環境保全対策 の推進 (2) 地球環境	(1) 地球温暖化防止対策の推進	① 地球温暖化に関する啓発 ② 地球温暖化防止対策実行計画の策定 ③ その他の温暖化抑制策の推進
	(2) その他の地球環境対策の推進	① 熱帯材の使用抑制
3. 環境保全対策 の推進 (3) 公害防止・ 環境美化	(1) 公害防止対策の推進	① 騒音・振動の削減 ② 水質汚濁の防止 ③ 大気汚染の防止 ④ 放射線測定の実施 ⑤ その他公害防止対策の推進
	(2) 環境美化の推進	① 美化活動の促進 ② 監視体制の強化 ③ 空き地の適正な管理
4. 景観の保全・ 形成	(1) 景観保全措置の推進	① 自然景観の保全・創造 ② 歴史的景観の保全 ③ 景観に配慮した開発の促進 ④ 公共事業の景観への配慮
	(2) 住民参加の景観づくり	① 地区ごとの景観づくりの促進 ② 花・木を活かしたまちづくりの推進 ③ 緑のネットワークの形成

第2部 後期基本計画
安全で快適に暮らせるまち

政策	主要施策	事業群
5. 環境衛生対策の推進	(1) 3Rの推進	① 減量化（リデュース）の促進 ② 再利用（リユース）の促進 ③ 再生利用（リサイクル）の促進 ④ 3Rの推進体制づくり
	(2) 適切な処理の推進	① ごみ収集体制の維持・充実 ② し尿収集・処理体制の維持・充実
6. 快適な住宅の整備促進	(1) 良好な住宅・住宅地の供給	① 住宅・住宅地開発の適切な指導 ② 良好な賃貸住宅の確保
	(2) 良好な住環境づくりの促進	① 災害に強い住宅づくりの促進
7. 公園・緑地の整備	(1) 計画的なみどりのまちづくりの推進	① 計画的な整備促進
	(2) 公園・緑地の整備・充実	① 公園・緑地の整備
8. 河川の整備	(1) 治水機能の向上	① 河川・水路改修等の促進
	(2) 利水機能の向上	① 農業用水の有効な活用
	(3) 親水機能の向上	① 自然にやさしい整備手法の採用 ② 親水空間の確保・充実 ③ 意識啓発と活動の促進
9. 上水道の充実	(1) 住民の節水への協力促進	① 節水啓発事業・広報の推進
	(2) 水道施設の充実促進	① 施設・設備の計画的な整備促進 ② 災害時の応急給水体制の充実の促進 ③ 水道経営の安定化の促進
10. 生活排水処理施設整備の充実	(1) 公共下水道の普及促進	① 認可区域の計画的な整備 ② 認可区域の拡大 ③ 接続の促進 ④ 適正な管理の推進 ⑤ 公共下水道事業会計の安定化
	(2) 農業集落排水の普及促進	① 接続の促進 ② 適正な管理の推進 ③ 農業集落排水事業会計の安定化
	(3) 合併浄化槽の普及と適切な管理の促進	① 合併浄化槽の設置促進 ② 適切な点検・保守の促進

第2部 後期基本計画
安全で快適に暮らせるまち

政策	主要施策	事業群
11. 消防・防災体制の強化 (1) 防災	(1) 地域防災体制の強化	① 地域防災計画の実効性の確保 ② 広報・啓発の充実 ③ 自主防災組織の育成 ④ 防災訓練の充実 ⑤ 災害時要援護者対策の強化
	(2) 予防対策の推進	① 地震に強いまちづくりの推進 ② 風水害に強いまちづくりの推進
	(3) 応急体制の強化	① 情報収集・提供体制の整備 ② 防災資器材の整備・充実 ③ 被災時医療体制・応援受け入れ体制の充実 ④ 被災時の避難所の充実
12. 消防・防災体制の強化 (2) 消防・救急	(1) 火災予防体制の強化	① 住民への広報・啓発の充実 ② 自衛消防組織の指導強化 ③ 事業者への防火指導の強化
	(2) 消防体制の充実	① 消防組織の充実 ② 施設・設備の充実 ③ 消防水利の充実
	(3) 救急・救助体制の充実	① 住民への救急救命の啓発・教育の推進 ② 救急・救助体制の充実 ③ 救急医療機関との連携強化
13. 防犯・交通安全の強化 (1) 防犯	(1) 防犯意識の高揚	① 防犯意識の高揚
	(2) 防犯体制の強化	① 警察力の強化の要請 ② 防犯施設の整備及び危険箇所の管理 ③ 子どもを守る地域づくりの推進 ④ 青少年の非行等の防止
14. 防犯・交通安全の強化 (2) 交通安全	(1) 交通安全意識の高揚	① 交通安全教育・広報の推進
	(2) 交通安全対策の推進	① 安全な歩行空間の確保 ② 安全運転に向けた環境の整備
15. 防犯・交通安全の強化 (3) 消費生活	(1) 消費者意識の啓発	① 消費者被害の情報提供の充実 ② 消費問題の広報・啓発の充実
	(2) 消費者保護の体制づくり	① 消費者保護の体制づくり

政策1 環境保全対策の推進（1）自然環境

1. 政策の現状と課題

本町の美しく調和のとれた自然は、町の誇りであり、後世に引き継いでいくことは、現代を生きる住民一人ひとりの責務です。

自然が持つ多面的な力は、人々の生活に多くの潤いを与えますが、生態系の循環システムは、その複雑さゆえ、一度壊すと簡単には修復し得ない性質を持っています。

こうしたことから、町では、平成12年度に「上里町環境基本条例」を、平成14年度には「上里町環境基本計画」を定め、自然環境保全に向けた行政、住民、事業者及び滞在者の役割分担の明確化を図るとともに、主体別・事業別・地域別の各配慮指針など、具体的な指針を定め環境保全への取り組みを進めています。特に、本町は水に恵まれた地であることから、平成17年度には「上里町清流再生計画」を策定し、ほたるの生息環境の保全など、水環境の保全・再生の取り組みを重点的に行っています。現在は、これらの計画を元にした環境施策を展開しています。今後、住民と行政が一体となり、無益な自然破壊をさけ、自然を持続的に保全し、失われた自然を回復、創造していく取り組みを進めるとともに、住民や訪問客が自然と触れ合い、自然について学習する機会の拡大を図っていくことが求められます。

2. 後期基本計画における重点課題

- 住民と一緒に環境保護の実施

3. 目標のイメージ

① 目標とする姿

生態系や水など自然の循環メカニズムに対する保全措置がとられ、失われた自然が徐々に回復する、人と自然が共生するまちが実現しています。

② 数値目標

項目	目標基準値	平成28年度目標	設定理由
水辺の再生としての親水公園の整備数	6カ所 (平成23年度実績)	6カ所	水に恵まれた土地柄を将来へ残すためにも水環境の保全・再生が必要です。

4. 主要施策及び事業群

（1）総合的な環境行政の推進

（担当 町民環境課）

① 総合的な環境行政

「上里町環境基本条例」と「上里町環境基本計画」に基づき、自然環境や地球環境の保全、生活環境の整備など、総合的な環境行政を推進してきました。今後も、社会状況の変化にあわせた新しい計画づくりへの検討を行います。

（2）自然環境の保全・回復・創造

（担当 町民環境課・まち整備課）

① 生態系の保全

国土利用計画や各種規制に基づき乱開発を防止しつつ、貴重な生態系の維持に向け、住民の協力を得ながら、環境指標種等の生育状況の継続的な調査・把握に努めるとともに、希少生物や在来種の保護、外来種の移入防止など、生物多様性の視点から必要な保全措置を図るとともに、動植物の生息地等の保全に努めます。

② 水環境の回復・創造

生活排水の適切な浄化等を促進し、河川等の水質保全に努めるとともに、多自然型工法による水環境づくりと、ビオトープ（人間の生活環境に近いところで、安定した生態系を持つ多様な動植物の生息空間）の整備等により、多様な生物が棲み、人にとっても魅力のある水環境の保全・回復・創造を図ります。

（3）自然とふれあう機会の拡大

（担当 生涯学習課）

① 積極的な情報発信

自然観察や自然保護等のイベントや学習機会等について、広報やパンフレット、インターネット等を通じて積極的に情報発信し、参加の拡大を図ります。

② 学習機会の拡大

これまで、ボランティア団体等と連携しながら、自然環境に関する学習会の開催など、学校教育、生涯学習での自然に関する学習機会の拡大を行ってきました。今後も、同様に機会の拡大を図ります。

③ 人材の育成

学校教育、社会教育等の関係機関との連携のもと、自然学習の指導者やボランティア等の積極的な育成を図ります。

【代表的取組】

- ・ 自然環境に関する学習機会の拡大
生物多様性の視点から自然環境が生物に与える影響等を学習し、環境理解の向上に努めます。

◆緑のカーテンへの取り組み



◆ にしはら橋公園



政策2 環境保全対策の推進（2）地球環境

1. 政策の現状と課題

二酸化炭素など温室効果ガスによる地球温暖化など、複合的に進行する地球規模での環境問題が大きな課題となっています。

温暖化に対する危機意識から我が国においても平成17年に京都議定書が批准されました。平成2年比15%のCO₂削減を目標としており、また平成21年の総理演説においても平成32年までに25%のCO₂削減を目指すという野心的な目標が国際社会の中で宣言されました。こうした状況を踏まえ我が国においても削減に向けた活動を積極的に実施しており、省エネルギー技術の革新やチームー6%活動等の企業活動のみならず、民生活動においてもその役割分担と実践が求められています。

地球環境を取り巻く諸課題の克服には、「アジェンダ21」（環境と開発に関する国連会議において採択された21世紀に向けての環境保全行動計画）の基本理念である「地球的規模の思考と足元からの行動」を地道に実践して行くことが大切です。同時に地球温暖化のような問題はひとつの町だけで解決できる問題ではありません。そのため、個人一人ひとりや事業者が行動を変えていくことの積み重ねが大切であるとともに、広域的な取り組みも必要となっています。

本町においても、住民一人ひとりの意識改革を促すとともに、企業等に向けての教育普及活動を一層推進し、実効性ある施策に取り組んでいく必要があります。

2. 後期基本計画における重点課題

- 地球温暖化対策の推進

3. 目標のイメージ

① 目標とする姿

地球環境への負荷の軽減が図られた持続的発展可能な地球にやさしいまちづくりが実現しています。

4. 主要施策及び事業群

（1）地球温暖化防止対策の推進

（担当 町民環境課）

① 地球温暖化に関する啓発

広報、パンフレット、環境家計簿等の配布や、学校教育、生涯学習等での地球温暖化に関する学習を通じ、温室効果ガスの排出の少ないライフスタイルの啓発を図ります。

② 地球温暖化防止対策実行計画の策定

町が率先して温室効果ガス対策に取り組むため、地球温暖化対策実行計画を策定し、省エネルギーの促進、公共施設への再生可能エネルギーの導入を計画的に進めていきます。

③ その他の温暖化抑制策の推進

ハイブリッドカー等の低公害車普及促進及び公共交通機関の利用促進を図ります。また、街路樹の植栽や農地の確保等により、温室効果ガスの吸収・固定を図るとともに、屋上の緑化、工場の緑化等の温暖化防止策にも努めていきます。

【代表的取組】

- ・ 町民、事業者、行政が一体となった温室効果ガスの削減
町内から排出される温室効果ガスの削減のため、地球温暖化対策実行計画の策定を行い、町民、事業者、行政が一体となった地球温暖化対策に取り組めます。
- ・ 緑のカーテン事業の促進
ゴーヤ、ヘチマ等の植物を建物の外側に生息させることにより、緑化整備をすることで景観維持を促進します。

（２） その他の地球環境対策の推進

（担当 町民環境課）

① 熱帯材の使用抑制

CO₂ 排出量削減を目標として、熱帯雨林木材の使用抑制、再生紙の利用促進、資源ごみの回収など、熱帯雨林の保護に向けた取り組みを進めます。

【代表的取組】

- ・ PTA等による資源回収への取り組み
PTAが家庭や学校から出る新聞、雑誌、古布、ダンボール等を集めて資源回収業者に引き渡し、資源として再び活用できるよう支援します。

政策3 環境保全対策の推進（3）公害防止・環境美化

1. 政策の現状と課題

公害については、騒音、振動、悪臭、水質汚濁、大気汚染、土壌汚染、地盤沈下が典型7公害といわれており、このうち本町では、下水道未整備地区での河川や用水路の水質汚濁、道路の騒音、振動等に伴う弊害がみられます。近年では、野焼き等によるダイオキシン汚染やアスベストによる健康被害など新たな社会問題が発生しており、こうした問題への対策にも力を入れていく必要があります。

一方、身近な生活空間でのごみの不法投棄やポイ捨てについては、町では不法投棄防止のパトロールを強化するとともに、行政区長や環境衛生推進委員、警察等の協力を得て不法投棄の監視に努めてきました。散乱ごみや不法投棄のないきれいなまちづくりには、行政の力以上に地域住民の理解と積極的な行動が重要です。

今後も、地域単位の清掃活動や美化活動の一層の推進を図るとともに、家庭や学校、地域社会での環境美化教育の充実、監視活動の強化等を進めていく必要があります。

2. 後期基本計画における重点課題

- 環境美化の一層の推進

3. 目標のイメージ

① 目標とする姿

公害やごみ投棄のないまちで、快適で安全に暮らしています。

② 数値目標

項目	目標基準値	平成28年度目標	設定理由
年間ごみ不法投棄処理件数	105件 (平成22年度実績)	80件	住民や来客者が快適で安心して過ごすことができるようになるため。

4. 主要施策及び事業群

（1）公害防止対策の推進

（担当 町民環境課）

① 騒音・振動の削減

交通騒音・振動に関して、適宜測定を行い、基準を超過する地点については、関係機関に適切な処置を講じるよう働きかけます。また、関係機関と連携しながら、工場・事業所等からの騒音・振動の監視・指導の強化に努めます。

② 水質汚濁の防止

町内河川の水質浄化を図るため、下水道・合併浄化槽の整備・普及に努めるとともに、関係機関と連携しながら、家庭や工場・事業所等からの排水の監視・指導の強化に努めます。

③ 大気汚染の防止

ダイオキシン類の発生源となる農業用プラスチックの野焼き防止の徹底を図るとともに、関係機関と連携しながら、工場・事業所、自動車等からの窒素酸化物、硫黄酸化物、浮遊粒子状物質の監視・指導の強化に努めます。また、光化学スモッグ注意報等の速やかな情報伝達に努めます。

④ 放射線測定の実施

東日本大震災発生後、放射線に関する意識が急速に高まっています。教育機関におけるグラウンド等の放射線量の測定を定期的に行い、併せて測定結果の公表も行います。また、家庭においても測定ができるよう、測定器の貸出も行います。また、測定結果も定期的に発表することに努めます。

⑤ その他公害防止対策の推進

土壤汚染、地盤沈下、悪臭等その他の公害についても、関係機関と連携しながら、監視・指導の強化に努めます。工場・事業所と適宜、環境保全協定を締結するとともに、県等による公害発生源に対する立ち入り検査や改善指導に協力していきます。

（2）環境美化の推進

（担当 町民環境課）

① 美化活動の促進

子どもの時からの環境美化教育と、住民や事業者への啓発に努めるとともに、地域住民による町内美化活動を促進します。

② 監視体制の強化

行政区長や環境衛生推進委員、警察等関係機関の協力を得ながら、ごみの不法投棄に対する監視体制の強化に努めます。

③ 空き地の適正な管理

空き地等の管理の適正な指導を行い、雑草除去など安全で衛生的な生活環境の維持に努めます。

【代表的取組】

・環境美化教育への取り組み

子どもへの体系的な環境美化教育を通じて、身近な生活空間でのごみの不法投棄やポイ捨て禁止の啓発を行うとともに、地域社会においてもその意識向上を高めます。

政策4 景観の保全・形成

1. 政策の現状と課題

本町は、秩父連山・上毛三山を望む美しい田園景観のまちです。しかし、宅地開発や耕作放棄等により田畑や雑木林が減少するとともに、郊外地への都市化の拡大を示すスプロール化も進み、散乱ごみや景観を壊す広告物等も見られます。

また、人口増加等によるさらなる都市化が進む市街地では、多様な素材や色彩・デザインの建築物や設置物が混在し、統一のとれた落ち着いた景観形成の阻害要因となっています。

市町村の景観行政については、これまで屋外広告物法に基づく屋外広告物規制や都市緑地保全法に基づく緑化の促進が中心で、一部の市町村にみられる景観条例も罰則規定を設けることができない状況でしたが、本町では、50年、100年後に美しい景観を残していくためにも、景観法による手法も活用しながら、こうした景観づくりの取り組みを一層進めていくことが求められます。

2. 後期基本計画における重点課題

●景観保全の推進

3. 目標のイメージ

① 目標とする姿

上里らしい落ち着いたうるおいのある景観が保全・創造されています。

4. 主要施策及び事業群

(1) 景観保全措置の推進

(担当 まち整備課)

① 自然景観の保全・創造

農地や林、水辺空間の保全に努めるとともに、遊休農地の活用や景観作物の栽培、ビオトープ（人間の生活環境に近いところで、安定した生態系を持つ多様な動植物の生息空間）の形成等、うるおいある自然景観の創造を図ります。

② 歴史的景観の保全

名木や古木、神社や寺の緑、屋敷林、史跡、歴史的建造物など、上里に根ざした歴史的景観の保全を図ります。

③ 景観に配慮した開発の促進

周辺の景観に与える影響が大きい建築や開発、特殊な施設の設置にあたっては、景観形成のための適正な指導、助言に努めます。また住民の協力を得ながら、違反広告物や周囲の景観にそぐわない看板・広告物の撤去、統一的なデザイン・色彩による看板・広告物の設置促進に努めます。

④ 公共事業の景観への配慮

公共建築物の建設、道路や橋梁等の整備、河川の改修等にあたっては、周囲の景観に調和した統一的なデザイン・色彩の導入や、多自然型工法の採用、緑化、コンクリートの被覆等に努め、民間の景観への取り組みをリードします。また、国・県等の公共事業についても、地域の景観に十分配慮するよう要請していきます。

【代表的取組】

・屋外広告物の適正化推進

道路における屋外広告物の簡易除却に加え、更に埼玉県から屋外広告物の申請、許可事務の権限移譲を受け、屋外広告物全般の適正化を図り、秩序ある景観の形成を進めます。

（２） 住民参加の景観づくり

（担当 まち整備課）

① 地区ごとの景観づくりの促進

地区ごとに景観づくりのテーマを決め、地区の特色を生かしながら、自然と調和した景観づくりを促進します。そのために、可能なところから、住民による「地区計画」等の導入を進めます。

② 花・木を活かしたまちづくりの推進

種苗や苗木の配布、花いっぱい運動の促進等により、花を活かした景観形成を進めます。また、住民が自宅の庭を開放し、園芸を通じて訪問者との交流を行うオープンガーデン運動を促進し、新たな観光資源として活用を図ります。

③ 緑のネットワークの形成

公園・緑地や河川・水路、農地、神社や寺院の林、屋敷林、街路樹、庭木など、公共空間、私的空間、半公共空間それぞれの役割を果たした、まちじゅう緑のネットワークの形成に努めます。そのために、公園の整備など公共空間の緑の拡大事業を推進するとともに、ブロック塀の生垣化など、私的空間、半公共空間の緑化を促進していきます。

政策5 環境衛生対策の推進

1. 政策の現状と課題

ごみの収集・処理については、本町では児玉郡市広域市町村圏組合（本庄市・美里町・神川町・上里町）により共同で実施しています。

近年、循環型社会形成推進基本法を柱に、それにあわせた廃棄物処理法の改正や、資源有効利用促進法、容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、食品リサイクル法、建設リサイクル法など、分別処理やリサイクルに関する法体系が急速に整備されました。本地域でもこうした法制度に対応し、家庭ごみは、可燃ごみ・資源ごみ・粗大ごみ・有害ごみ（乾電池・蛍光灯・体温計）に区分し、資源ごみはびん・かん・ペットボトルに分別収集しています。また、不燃ごみについては、処理困難物（タイヤ・バッテリー・消火器等）を除き、リクエスト収集方式（有料）または、自己搬入方式で収集しています。事業系ごみ（一般廃棄物）は、処理施設へ事業者が直接搬入し、10kgにつき200円の手数料を支払うことにより処理を行っています。処理は、本庄市にある小山川クリーンセンターで焼却、破碎等を行い、寄居町にある県の処分場にて処理するか、業者に依頼して処分を行っています。ごみの減量化・資源化に向けては、紙やびん、かん、ペットボトル等の資源化等が地域で取り組まれるとともに、小山川クリーンセンターではリサイクルによって作られた製品の即売会が行われています。

今後も、ごみについては、減量化（リデュース）を啓発し、再利用（リユース）・再生利用（リサイクル）を積極的に進めるいわゆる3Rの推進が求められます。また、し尿の処理については、児玉郡市広域市町村圏組合の利根グリーンセンターにおいて共同処理が行われています。下水道の整備に伴い、し尿の処理量は減少すると見込まれますが、今後も処理体制を維持していくことが求められます。

2. 後期基本計画における重点課題

● 3Rの推進

3. 目標のイメージ

① 目標とする姿

ごみの排出が徹底的に抑制（リデュース）され、再利用（リユース）・再生利用（リサイクル）される資源循環型のまちが形成されています。また、し尿が適切に処理されています。

② 数値目標

項目	目標基準値	平成28年度目標	設定理由
ごみの 1日排出量 (1人当たり)	886.2g (平成22年度 実績)	850.7g	3Rの推進を通じて、資源循環型のまちを進めます。

4. 主要施策及び事業群

(1) 3Rの推進

(担当 町民環境課)

① 減量化（リデュース）の促進

家具や家電、建築物等の長期使用、使い捨て容器の使用削減、マイバックの持参など、ごみを出さない生活の実践を啓発します。

② 再利用（リユース）の促進

封筒、コピー用紙など、家庭・事業所・行政での再利用を促進するとともに、びん類など収集して再利用を行うものについてはその体制の強化を図ります。また、小山川クリーンセンターでのリサイクル即売会をはじめ、各種のリサイクルバザーやフリーマーケットなど、不用品の交換活動の活性化を図ります。

③ 再生利用（リサイクル）の促進

容器包装リサイクル法に基づき、資源ごみの適切な分別収集とリサイクルを図るとともに、家電リサイクル法に基づき、リサイクルを推進する家電業者・小売業者・消費者それぞれの役割を周知します。また、紙やびん、かん、ペットボトル等の資源化や、生ごみや落ち葉等の堆肥化、焼却灰のセメント原料化等、リサイクルできる品目の拡大に努めます。

④ 3Rの推進体制づくり

ごみに関する広報活動の充実、学校教育・生涯学習での環境学習の推進、ボランティア活動の促進等により、3R運動の先頭に立つ人材の育成に努め、住民と行政が協力しながら、循環型社会形成に向けてまち全体での3R運動を展開していきます。

【代表的取組】

・レジ袋減量への取り組み

マイバックを家庭から持参してもらうことで、レジ袋の使用量を減らすとともに、廃棄量の削減も目指して取り組みます。

(2) 適切な処理の推進

① ごみ収集体制の維持・充実

ごみ排出量の動向をみながら、収集体制や料金体系等を随時見直していきます。また、児玉郡市広域市町村圏組合のごみ処理施設の適切な維持管理、及び産業廃棄物の適正な処理について適正処分を促進します。

② し尿収集・処理体制の維持・充実

下水道の普及を図るとともに、し尿の適切な収集・処理体制の維持・充実に努めます。

政策6 快適な住宅の整備促進

1. 政策の現状と課題

本町の住宅事情は、平成17年国勢調査によると、一般世帯数10,172世帯のうち、持ち家は7,962世帯と全体の78.3%を占め、次いで民営の借家が1,662世帯、公営等の借家140世帯、給与住宅171世帯、間借り152世帯等となっています。町営住宅は平成17年現在で90戸です。平成17年国勢調査による1世帯当たりの延面積は108.4㎡で、県平均の84.5㎡や全国平均の91.8㎡を上回っており、住環境は良好といえますが、民間・公共ともに、老朽住宅の耐震化や、高齢者等の入居に配慮したバリアフリー化、宅地内緑化、環境にやさしい住宅づくりなど、住宅の質的な向上に努めていく必要があります。

また、住宅は、人口定住の基本であり、各種都市計画上の手法も活用しながら、良好な住宅地の供給を今後も誘導していく必要があります。

2. 後期基本計画における重点課題

- 災害・環境等に配慮した住宅づくりの促進

3. 目標のイメージ

① 目標とする姿

暮らしの基本となる良好な住環境が整備されています。

4. 主要施策及び事業群

（1）良好な住宅・住宅地の供給

（担当 まち整備課）

① 住宅・住宅地開発の適切な指導

地域の実情に応じた、快適な居住環境の形成を計画的に進めるため、開発行為に対する適切な指導等により、良好な住宅開発を促進し、定住人口の増加に努めます。

② 良好な賃貸住宅の確保

公営住宅の維持・確保に努めるとともに、民間による良好な賃貸住宅の供給を指導・促進します。

【代表的取組】

- ・住宅・住宅地開発の誘導事業

快適な居住環境の形成を計画的に進めるため、都市計画の推進等により、定住人口の拡大に努めます。

（2） 良好な住環境づくりの促進

（担当 まち整備課）

① 災害に強い住宅づくりの促進

耐震改修促進計画を策定し、住宅及びその他の建築物の耐震化を図り、また狭隘な道路の解消による延焼防止帯を確保し、災害に強いまちづくりの実現を目指します。

◆神保原駅南の住宅街



政策7 公園・緑地の整備

1. 政策の現状と課題

公園や緑地は、住民の健康づくりや、憩い・交流の場です。また、災害時の避難場所や防災空間としても重要な機能を担っています。近年は生物多様性の視点からもその役割は重要性を増してきています。

平成21年現在、都市公園は、総合公園として烏川・神流川総合運動公園（66.4ha）が、近隣公園として長久保公園（1.2ha）が、街区公園として七本木公園（0.4ha）と田通公園（0.17ha）、長幡児童公園（0.15ha）が整備されており、整備面積は68.4haです。人口1人あたりの都市公園面積は、約21.38㎡/人と、県平均6.46㎡/人や国平均9.5㎡/人（資料：埼玉県、平成21年3月31日現在）に比べると高い水準にあるものの、身近な公園となる街区公園等が少ないため、公園が十分に整備されているという状況ではありません。

今後は、計画的なみどりのまちづくりを推進し、同計画に基づき、地区の偏在を解消しながら、住民ニーズに応じた公園・緑地の整備を図るとともに、各公園を拠点として、河川・水路や農地、街路樹等による緑の帯を幾重にも形成し、いわゆる緑のネットワーク化を図っていくことが求められます。

2. 後期基本計画における重点課題

- 計画的なみどりのまちづくりの推進

3. 目標のイメージ

① 目標とする姿

公園・緑地が充実し、これを拠点に緑のネットワークが形成されています。

4. 主要施策及び事業群

（1）計画的なみどりのまちづくりの推進

（担当 まち整備課）

① 計画的な整備促進

みどり豊かなまちづくりを目指し、計画的に、公園緑地の系統的な配置及び体系的な整備の促進を図ります。

（2）公園・緑地の整備・充実

（担当 まち整備課）

① 公園・緑地の整備

烏川・神流川総合運動公園や街区公園、及びその他の公園・緑地の整備を計画的に進めます。整備にあたっては、住民ニーズの把握に努めるとともに、可能な限り、住民参画の公園づくりに努めます。

政策8 河川の整備

1. 政策の現状と課題

本町には、利根川水系の烏川、神流川、御陣場川、忍保川、窪川等の河川があり、また、農業用の用排水路等が町内一円にあります。

町では、土地改良事業等にあわせ排水路改修整備を進めてきました。また、台風や集中豪雨等の非常事態に備え、平常時から事前に調査を行い、危険箇所の除去や排水計画を進めるとともに、排水路の維持管理については住民と協働して地域単位で排水路と道路側溝の清掃が行われています。

一方、河川は、雨水を海へ流し、洪水被害から守るだけでなく、農業や生活の営みに活用されるとともに、生物の貴重な生育環境としての役割も担ってきました。

近年、河川は、治水、利水とともに、親水面の役割の重要性が高まっています。そのため、改修等の治水事業や、多方面での水の利用を進めるとともに、ほたるの生息環境の創出など、水に親しむための取り組みも強化しています。

こうした取り組みを一層進め、水空間の治水性、利水性、親水性の向上を図っていくことが求められます。

2. 後期基本計画における重点課題

- 治水機能の向上

3. 目標のイメージ

① 目標とする姿

住民が水環境に親しめる環境になっています。

4. 主要施策及び事業群

（1）治水機能の向上

（担当 産業振興課・まち整備課）

① 河川・水路改修等の促進

治水機能の向上に向けて、河川・水路、遊水池等の整備・改修を促進します。

（2）利水機能の向上

（担当 産業振興課・町民環境課）

① 農業用水の有効な活用

国営埼玉北部農業水利事業により整備された、埼玉北部用水上里幹線の農業用水の有効な活用に努めるとともに、その他の用水路については住民の協力を得ながら、用排水路の維持・管理に努めます。

【代表的取組】

- ・農業用水の有効活用
土地改良区を主体とした草刈、泥あげ等の取り組みを行っています。

（3）親水機能の向上

（担当 まち整備課・生涯学習課）

① 自然にやさしい整備手法の採用

改修等に当たっては、多自然型工法の採用、ホタルなど水棲生物の成育環境の向上など、自然環境・景観への配慮に努めます。

② 親水空間の確保・充実

烏川・神流川総合運動公園の整備やビオトープの創造、遊歩道・サイクリングコースの整備など、親水空間の整備・充実を図ります。

③ 意識啓発と活動の促進

学校教育や生涯学習で水環境に関する学習の推進に努めるとともに、住民の水環境愛護活動の活性化を図ります。

【代表的取組】

- ・水環境愛護活動の推進
烏川や御陣場川周辺でのごみ拾いなど、水環境の整備や水環境に対する意識向上を図っています。

政策9 上水道の充実

1. 政策の現状と課題

本町の上水道は、昭和63年から上里町統合簡易水道事業に着手し、平成8年に14組合すべての簡易水道が統合されました。今後の都市化による人口の増加・県水の受水等に合わせて、第1次拡張事業として第2浄水場が平成9年に着手し、平成11年に完成しました。水源は地下水のため、水質の悪化や地盤沈下、将来の枯渇が懸念されることから、平成12年度から県水（行田浄水場）の受水を開始しました。現在、施設の能力は1日最大給水量が19,800 m³で、その内訳は自己水（5ヵ所の深井戸）17,800 m³、埼玉県水道用水供給事業（県水）が2,000 m³となっており安全な水を安定的に供給しています。

施設面では、安定供給を図るために、水道施設の機械、電気設備等の計画的な保全を実施する必要があります。平成22年度から平成26年度にかけて、機械・電気設備を更新していく計画となっています。また、老朽管や民有地に埋設されている本管は、計画的に見直し、平成19年度から平成29年度までの計画で現在も布設替えを行っています。

経営面では、公営企業健全化計画に基づき、効率的な事業運営を推進するため、業務の合理化、経費の縮減等に努めるとともに、料金改定により適正な料金体系を確立し、経営の健全化を図っています。加えて、都市化の進行により、節水意識の啓発や老朽施設の計画的な更新、災害時の給水体制の確保、経営の効率化等を進めていく必要があります。

2. 後期基本計画における重点課題

- 計画的な給水体制の構築、効率的な事業運営の推進、経営の安定化

3. 目標のイメージ

① 目標とする姿

良質な水が安定して供給されています。

② 数値目標

項目	目標基準値	平成28年度目標	設定理由
老朽管残存率	2.85% (平成23年4月 1日現在)	0.33%	水道管路の耐震性向上による良質な水の安定供給に取り組みます。

4. 主要施策及び事業群

（１） 住民の節水への協力促進

（担当 水道課）

① 節水啓発事業・広報の推進

町のカレンダーやホームページ等の広報活動を通じて、水資源の大切さや一層の節水意識の啓発を図ります。

【代表的取組】

- ・節水啓発への取り組み
限りある資源である水への意識を高め、水道水の節水意識の向上に取り組みます。

（２） 水道施設の充実促進

（担当 水道課）

① 施設・設備の計画的な整備促進

老朽施設の計画的な更新と、効率的な運用及び改良整備を促進します。

② 災害時の応急給水体制の充実の促進

水道施設の耐震化、応急復旧用資機材の整備、近隣市町との応援体制の強化など、情報ネットワークの整備を含めて災害時の応急給水体制の充実を促進します。

③ 水道経営の安定化の促進

公営企業の組織運営体制の強化や、検針や施設管理等の業務の民間委託の促進、情報化の推進等に係る経営計画を策定し、水道経営の安定化に取り組みます。

【代表的取組】

- ・配水管更新への取り組み
水道管路の耐震性向上により、断水を防ぎ、良質な水の安定供給と有収率の向上に取り組みます。
- ・検針業務・料金収納の民間委託の促進
水道経営の安定性を高めるために、業務の合理化を図り、検針業務及び料金収納の民間委託を促進していきます。

政策10 生活排水処理施設整備の充実

1. 政策の現状と課題

本町の生活排水処理施設の整備は、公共下水道、農業集落排水、合併浄化槽区域に分け整備を進めていますが、依然として未普及地域も多く、その解消が求められています。

公共下水道においては、全体で1,010haを計画区域と定め、うち221haの事業認可を取得し、整備を進めています。平成22年4月より221haの一部を供用開始しましたが、引き続き、未整備区域の解消を図ると共に、接続率を向上させることが課題となっています。

また、農業集落排水については、平成16年4月より上郷・久保地区が供用開始されており、整備が完了していることから、未加入世帯の加入促進を図ることが課題になっています。

一方、公共下水道、農業集落排水事業計画区域外では、合併浄化槽の設置を促進しており、汲み取り槽や単独浄化槽使用世帯が、より浄化能力に優れている合併浄化槽へ転換を図ることが課題となっています。

2. 後期基本計画における重点課題

- 環境面へのPRの強化

3. 目標のイメージ

① 目標とする姿

生活排水が浄化され、清らかな河川と快適な居住環境が確保されています。

② 数値目標

項目	目標基準値	平成28年度目標	設定理由
生活排水 処理人口	20,629人 (平成22年度 実績)	22,854人	生活雑排水の浄化を通して、きれいな水 資源と快適な住環境を目指します。

4. 主要施策及び事業群

（1）公共下水道の普及促進

（担当 下水道課）

① 認可区域の計画的な整備

認可区域全体の早期事業完了を目指し、今後も未整備区域の整備を図ります。

② 認可区域の拡大

現在の認可区域内の整備を計画的に進めながら、次の認可区域を検討し、拡大を図ります。

③ 接続の促進

下水道について理解と関心を深めてもらうと共に、工事費の融資・補助金制度の周知を図り、供用開始された地区の接続を促進します。

④ 適正な管理の推進

下水道情報等の電子化を図ることに加え、中・長期的な視点を持ち、管路等の適切な維持・管理を計画的、効率的に行っていきます。

⑤ 公共下水道事業会計の安定化

未加入世帯への接続促進、管路等の維持管理の効率化、使用料の適正化等により、安定的運営に努めます。また、経営の健全性を確保するため地方公営企業法の全部適用についても検討します。

【代表的取組】

- ・水洗化促進への取り組み

水洗化による生活環境向上を目的に、その有効性や補助金制度等の周知を図り、水洗化を促進します。

（2） 農業集落排水の普及促進

（担当 下水道課）

① 接続の促進

農業集落排水の有効性を理解してもらうと共に、未加入世帯の加入を促進します。

② 適正な管理の推進

中・長期的な視点を持ち、管路等の適切な維持・管理を計画的、効率的に行っていきます。

③ 農業集落排水事業会計の安定化

未加入世帯への接続促進、管路や処理場の維持管理の効率化、使用料の適正化等により、安定的運営に努めます。

【代表的取組】

- ・農業集落排水事業の促進

生活雑排水を集め、処理して農業用水路や川にもどすことを目指し、この事業の接続を促進します。

（3） 合併浄化槽の普及と適切な管理の促進

（担当 町民環境課）

① 合併浄化槽の設置促進

合併処理浄化槽の設置を促進します。また単独処理浄化槽設置世帯に対して、合併処理浄化槽への切り替えについて適切な指導に努めます。

② 適切な点検・保守の促進

県等と連携しながら、浄化槽の設置者に対し適切な点検・保守管理を徹底します。

【代表的取組】

- ・合併浄化槽の設置への取り組み

家庭から出る水の汚れを減らし、きれいな水を流して美しい自然を守るために取り組みます。

政策11 消防・防災体制の強化（1）防災

1. 政策の現状と課題

災害は、平穏な日常生活のなかでは、想像しにくいものですが、一度起こると人々に甚大な被害をもたらし、人命が失われ、生活機能がまひし、復旧に時間と経済的負担を要します。

本町は、古来より神流川、烏川の氾濫によりたびたび水害に苦しめられてきたため、明治・大正・昭和にかけて上流部のダム建設や護岸工事を進めてきましたが、最近でも平成23年8月の台風12号で御陣場川などが増水し、床上3戸、床下14戸の浸水被害がありました。

地震では、大正12年の関東大震災や震度5を観測した昭和6年の西埼玉地震の履歴があります。

災害への備えとして、本町では、平成16年3月に上里町地域防災計画の見直しを行うとともに、避難場所や備蓄食料の保管場所の確保や防災行政無線の設置、児玉郡市内の各市町との相互応援協定の締結、地域内の企業との災害協定の締結等を行っています。

近年、阪神・淡路大震災や新潟県中越地震、東海豪雨、新潟豪雨、そして平成23年3月に発生した東日本大震災などから、コミュニティの重要性、平時の実践的な防災訓練等の重要性、要援護者支援などの災害弱者対策の重要性が認知されるようになりました。風水害や地震等の災害では、初動期の消防団活動や、地域住民による避難救助活動が重要であり、特に、災害時要援護者の救出体制の確保が欠かせません。そのためにも災害弱者（高齢者、障害者、及び妊婦など）を含めた地域ぐるみで防災意識の高揚や自主防災体制の強化を図り、あらゆる災害を想定した実践的な予防対策事業や、応急体制づくりを進めていく必要があります。

2. 後期基本計画における重点課題

- 大規模災害への備えの促進

3. 目標のイメージ

① 目標とする姿

地域ぐるみのあらゆる災害に対する予防体制と応急体制が整っています。

② 数値目標

項目	目標基準値	平成28年度目標	設定理由
防災備品の準備 （懐中電灯、救急箱、非常持ち出し袋等）をしている 家庭の割合	9.0% （平成22年度 まちづくり アンケート調査）	10.4%	町としての震災時の住民対応の状況を把握するためです。
町の備蓄 食糧の量	5,630食 （平成22年度 実績）	10,000食	震災発生時に被災者に対して適切な備蓄量であるかを把握するためです。

4. 主要施策及び事業群

(1) 地域防災体制の強化

(担当 総務課)

① 地域防災計画の実効性の確保

住民・事業者に対し、地域防災計画や水防計画の周知・徹底を図るとともに、防災訓練等により計画の実効性を点検し、適宜見直しを進めます。また、高齢者、障害者、及び妊婦等の幅広い視点からの地域防災のあり方を適宜検討します。

② 広報・啓発の充実

広報紙やパンフレットの配布、各種講習会の開催等を通じて、住民の防災意識の高揚と防災知識の普及に努めます。また、「上里町洪水ハザードマップ」「上里町地震ハザードマップ」の配付及び周知により、より一層の防災意識の向上を図ります。

③ 自主防災組織の育成

地域における初動体制の強化を図るため、地区や事業所での自主防災組織等の育成に努めます。

④ 防災訓練の充実

全町あがての実践的な防災訓練を毎年実施し、防災意識の高揚と防災知識の普及に努めます。また、事業所での防災訓練の励行を図ります。

⑤ 災害時要援護者対策の強化

ひとり暮らしの高齢者や障害者など災害時要援護者の防災対策については、日常から消防機関や自主防災組織内の協力や「地域支えあいマップ」の作成により、災害時要援護者の把握に努めるとともに、きめ細かい救助・避難方法や被災時の生活の確保を図ります。

【代表的取組】

- ・ 自主防災組織の育成

地域単位、事業所単位での組織化を進め、災害発生時の初動スピードの向上を目指します。

(2) 予防対策の推進

(担当 総務課)

① 地震に強いまちづくりの推進

阪神・淡路大震災や新潟県中越地震、東日本大震災を教訓に、公共・公益建物やライフライン施設、通信設備の耐震性の向上、防災道路・公園等の整備による防災空間の確保、住宅や学校の耐震診断・耐震改修の促進、ブロック塀の生け垣化の促進など、地震に強いまちづくりを進めます。

② 風水害に強いまちづくりの推進

自然環境との調和に配慮しながら、河川・用排水路・遊水池等の改修、下水道整備など、浸水・冠水防止対策を進めます。

（３） 応急体制の強化

（担当 総務課）

① 情報収集・提供体制の整備

防災行政無線の充実や職員の情報機器操作技術の習熟等により、災害情報の伝達、被害状況の把握、速やかな避難・救助の指示・勧告、被災地域への応援要請など、災害時の情報収集・提供体制の強化を図ります。

② 防災資器材の整備・充実

食糧、生活必需品、医療品、簡易トイレ、応急給水資機材等の備蓄に努めます。また遠方の自治体との相互応援協定の締結を図り、相互応援のための体制整備・充実を図ります。

③ 被災時医療体制・応援受け入れ体制の充実

災害時の医療体制について、日常からの応急体制の連携に努めるとともに、応急手当、救急救命法など、災害時の応急処置手法の啓発を図ります。また県、近隣市町村、自衛隊、ボランティア等の応援受け入れ体制の整備を進めます。

④ 被災時の避難所の充実

高齢者や障害者、妊婦、乳幼児、病弱者などのために、仮設トイレやパーティションなどでプライバシー保護ができるなどの特別な配慮がなされた避難所の設置を検討し、整備を進めます。

政策12 消防・防災体制の強化（2）消防・救急

1. 政策の現状と課題

本町の消防・救急は、児玉郡市広域消防本部上里分署における常備消防と消防団による非常備消防及び行政区単位の自主防災組織が活動しています。

上里分署には、水槽付ポンプ車とポンプ車、救急車、連絡車が各1台配備され、23名体制で業務にあたっています。

消防団は、平成23年4月1日現在で4分団、110人体制となっています。本町の火災発生件数は、平成21年は前年から10件減少し、9件となりました。また平成22年においても12件と平成21年以降は10件前後となっています。一方、救急出場件数は平成17年の1,057件から平成22年の1,065件へと微増傾向となっています。

今後、消防については、常に住民や事業者の防火意識の高揚に努め、火災を未然に防止するとともに、危険物施設の増加や建物の高層化、大規模化等に対応する消防体制の充実を図ることが求められます。救急については、多発する交通事故や、複雑多様化する疾病、労働災害等の発生に伴う出動要請に迅速に対応し、救命率の向上を図ることが要求されています。

2. 後期基本計画における重点課題

- 大規模震災への備え

3. 目標のイメージ

① 目標とする姿

日常の努力に裏付けられた、住民から信頼される消防救急体制が確立しています。

② 数値目標

項目	目標基準値	平成28年度目標	設定理由
消火栓設置数	90カ所 (平成23年 4月1日現在)	108カ所	安心して生活するためにも、必要・緊急なときにすぐ対応できる設備が必要です。
防火水槽 設置数	214カ所 (平成23年 4月1日現在)	219カ所	安心して生活するためにも、必要・緊急なときにすぐ対応できる設備が必要です。

4. 主要施策及び事業群

(1) 火災予防体制の強化

(担当 総務課)

① 住民への広報・啓発の充実

防火訓練や広報活動、消防職員と地域住民との交流活動等を通じて、住民の防火意識の高揚を図ります。

② 自衛消防組織の指導強化

地域や事業所単位での火災予防の強化を図るため、行政区や企業の自主防災組織など、自衛消防組織の指導強化を図ります。

③ 事業者への防火指導の強化

建築確認時における防火指導や、危険物施設等の管理指導等の強化・徹底を図ります。

(2) 消防体制の充実

(担当 総務課)

① 消防組織の充実

消防職員の計画的配置と消防団員の確保に努めるとともに、必要な知識・技能の習得・訓練や講習等を実施します。

② 施設・設備の充実

消防署や消防車庫等の拠点施設の充実に努めます。

③ 消防水利の充実

防火水槽、消火栓等の消防水利の整備を計画的に進めるとともに、既存施設の管理の徹底を図ります。

(3) 救急・救助体制の充実

(担当 総務課)

① 住民への救急救命の啓発・教育の推進

応急手当の講習等を開催し、救急・救命に関する普及を推進します。

② 救急・救助体制の充実

救急救命士の育成や、高規格救急自動車の導入、救助資機材の拡充など、救急・救助体制の充実に努めます。

③ 救急医療機関との連携強化

救急医療機関と連携を密にし、救急の受け入れ強化を促進します。

政策13 防犯・交通安全の強化（1）防犯

1. 政策の現状と課題

本町は、本庄警察署管内に属しており、神保原駅北口にある上里交番が安全な地域社会を確保する拠点としての役割を担っています。また、警察官OBを「安心安全まちづくり推進委員」として雇用し、町内パトロールを実施するとともに、防犯協会等の協力を得ながら、防犯意識の啓発を行なってきました。更に、防犯灯の設置や、警察等の協力による防犯診断の実施等も行なっています。

今後も、警察をはじめ、関係諸団体、家庭、学校、地域等と緊密な連絡体制を築き、多様化する犯罪の防止に努め、犯罪のない、犯罪被害に遭わない、暴力のない安全で安心な明るい地域を構築するため、地域ぐるみの防犯体制を強化していくことが求められます。

2. 後期基本計画における重点課題

- 地域を中心とした防犯体制の構築

3. 目標のイメージ

① 目標とする姿

地域ぐるみの防犯体制により、犯罪の少ない明るいまちが実現しています。

② 数値目標

項目	目標基準値	平成28年度目標	設定理由
人口1,000人当たりの刑法犯認知件数	12.9件 (平成22年実績)	10.0件	犯罪発生に関する認知件数です。住民にとっての安全なまちづくりに関する指標となります。
町の防犯に対するまちづくりの満足	32.3% (平成22年度まちづくりアンケート調査)	35.0%	まちづくりアンケートでの安全なまちづくりに関する指標となります。

4. 主要施策及び事業群

(1) 防犯意識の高揚

(担当課 総務課)

① 防犯意識の高揚

地域ぐるみの防犯体制の確立を目指し、行政区や事業所等の活動の中で、防犯意識の高揚を図ります。

(2) 防犯体制の強化

(担当課 総務課、福祉こども課)

① 警察力の強化の要請

住民の安全を確保するため、パトロールの強化や神保原駅南側地区への新たな交番の設置等を関係機関に要請します。

② 防犯施設の整備及び危険箇所の管理

地域の必要性に応じて、防犯施設の整備充実を図るとともに、空き地や空き家など危険箇所を把握し、適切な管理を推進します。

③ 子どもを守る地域づくりの推進

子どもを狙った犯罪が社会問題化するなか、学校や家庭、地域、警察等が連携しながら、安全パトロールの強化や、万一の場合の対処法の明確化など、地域ぐるみの安全対策を推進します。

④ 青少年の非行等の防止

家庭・地域・学校・警察等、関係機関との連携により、青少年の犯罪や非行の防止等に努めます。

【代表的取組】

・子どもを守る地域づくりの推進

住民や地域、学校、警察をはじめ、関係機関・団体との協働及び連携を強化し、一体となった活動を展開することで、子どもたちが安全で安心な地域社会づくりを行います。

政策14 防犯・交通安全の強化（2）交通安全

1. 政策の現状と課題

本町において車は重要な移動手段の一つに位置付けられています。自動車保有台数や運転免許所持者が増加すると同時に、通過交通量の増大、高齢化の進展など交通安全に対しての問題も多く現れています。

最近10年間の町内の人身事故件数は年間200～300件で、長期的には増加傾向にあります。また、平成22年度の人口千人あたりの発生件数は67.4件となっており、県内市町村では8位となっています。

そのため町では、交通指導員、警察官等の協力のもと、子どもたちや高齢者を中心に交通安全教室等で啓発活動を行うとともに、交通安全施設の整備や、イベント期間中等についての警察への交通規制の要望等を行ってきました。今後もこうした交通安全対策への取り組みを強化していくことが求められます。

2. 後期基本計画における重点課題

- 関係機関と一体となった交通安全の推進

3. 目標のイメージ

① 目標とする姿

地域ぐるみで交通事故防止に取り組み、事故の少ない安全なまちが実現しています。

② 数値目標

項目	目標基準値	平成28年度目標	設定理由
年間人身事故発生件数	248件 (平成22年度実績)	189件	子どもから高齢者まで、交通事故防止の啓発に努め、事故のない安全なまちの実現をめざします。

4. 主要施策及び事業群

(1) 交通安全意識の高揚

(担当 町民環境課)

① 交通安全教育・広報の推進

幼児・高齢者・若者等を対象に参加・体験型教育を実施し、また交通安全団体等と連携しながら街頭で指導を行うなど、学校や職場、地域など様々な場での交通安全教育・広報の推進を図ります。

【代表的取組】

- ・参加・体験型教育への取り組み
警察官や交通指導員による参加・体験型教育を通じて、交通安全への注意を喚起するとともに、学校や地域など様々な場での交通安全教育に取り組みます。

(2) 交通安全対策の推進

(担当 町民環境課・まち整備課)

① 安全な歩行空間の確保

歩道をはじめとする道路環境の整備を推進するとともに、ガードレール、カーブミラー等、危険箇所に対する交通安全施設の整備を図ります。

② 安全運転に向けた環境の整備

積極的に道路診断を実施しながら、わかりやすく効果的な視線誘導標や路面表示の設置、危険な交差点の改良など、安全に運転できる環境整備に努めます。

政策15 防犯・交通安全の強化（3）消費生活

1. 政策の現状と課題

近年の消費者を取り巻く環境は、新製品・新サービスの増加、外国製品の輸入増加、通信販売・訪問販売等の拡大、クレジットカードの浸透やインターネット販売の増加、消費者金融の普及等により大きく変化し、製造物責任（PL）法、消費者契約法など、消費者を保護することを目的とした法体系の整備が進められています。

また、食品表示偽装、高齢者等を狙った悪質商法が横行し、国民の生活に関わる問題が多数起こっています。こうした中、消費者・生活者が主役となる社会の実現に向けて、消費者・生活者の利益とは何かを第一に考え行動する消費者庁が平成21年9月1日に発足しました。

町では、こうした状況を受けて、広報等を通して注意を喚起するとともに、役場にて週2回消費生活相談員による消費生活相談を実施し、訪問販売等の苦情相談を実施しています。また、研修等により消費生活相談員の資質の向上に努めています。

振り込め詐欺やインターネットによる消費者被害・認知症高齢者の消費者被害が社会問題化しており、特に、社会経験の乏しい若者をはじめ、情報弱者となる高齢者など被害を受けやすい層に対する消費知識の普及や意識啓発に力を入れるとともに、被害者保護の体制づくりを行っていくことが求められます。また、大量消費・大量廃棄の消費生活が蔓延する中、環境にやさしい消費生活が必要です。

2. 後期基本計画における重点課題

- 広域での消費者保護体制の構築

3. 目標のイメージ

① 目標とする姿

住民一人ひとりが消費生活に正確な知識を持ち、安心して消費活動を行っています。

4. 主要施策及び事業群

（1）消費者意識の啓発

（担当 産業振興課）

① 消費者被害の情報提供の充実

商品の安全性や様々な消費者トラブル等について、具体的な被害事例や予防策等の情報提供に努めます。

② 消費問題の広報・啓発の充実

広報紙やパンフレット、学校教育や生涯学習、「消費者月間」等の機会を利用し、消費生活等について意識啓発を図ります。また消費者被害の防止に努めます。

【代表的取組】

- ・消費者被害の情報提供の充実
消費者トラブルを未然に防止するため、具体的な被害事例や予防策等の十分な情報収集や情報提供を進めます。

（２）消費者保護の体制づくり

（担当 産業振興課）

① 消費者保護の体制づくり

埼玉県消費生活支援センターや町の消費生活相談員等と連携しながら、相談・情報提供を充実します。

【代表的取組】

- ・消費者保護の体制づくり
消費生活に関すること、消費者安全に関すること、消費者教育や消費生活に関する啓発・情報提供等を埼玉県消費生活支援センターや町の消費生活相談員等と連携しながら行っていきます。